テールゲートリフターでの作業が厳しゅうなっとるけ、気をつけんさい!

(広島弁)

労働安全衛生規則等の一部改正により、テールゲートリフターでの作業は誰でもが出来なくなり、特別教育の受講が必要となりました。当社の対象となる配送員も、最初の頃は保護帽(ヘルメット)の着用を忘れたり、ゲートに乗ったまま昇降させたりなど戸惑っていましたが、今ではしっかりと対応出来るようになりました。

改正の概要

- ①保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大:令和5年10月1日施行
 - ・保護帽は型式検査(国家検査)に合格した「墜落時保護用」製品を使用。
 - ・最大積載量2トン以上の貨物自動車も対象。
- ②昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大:令和5年10月 1日施行
 - ・最大積載量2トン以上の貨物自動車も対象。
 - ・テールゲートリフターを中間位置で停止させ、ステップとして使う場合、 昇降設備として認められる。
- ③運転位置から離れる場合の措置:令和5年10月1日施行
 - ・ブレーキを確実にかける等の逸走防止措置が必要。
- ④テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化
 - :令和6年2月1日施行
 - · 学科4時間、実技2時間。

以上のルールを守らなかった場合は労働者、事業者に対して 罰則もあります。しっかりルールは守りましょう。



mo III

①保護帽着用し荷台から操作/

②中間位置で一旦停止





③停止後ステップとして使用 ④ゲートから降りて降下

法律改正へもしつかりと対応し、無事故を目指します。